

京都市中央斎場残骨灰減容化等業務に関する質問及び回答(抜粋版)

お寄せいただいた御質問のうち、プレゼンテーションにおける評価に関する質問、委託金額の積算方法に関する質問、最低制限価格を推察するための質問、応募に関連性がないと本市が判断した質問及び聖土槽の位置等に関する質問は回答の対象外とさせていただきます。

質問	回答
各見積書は企画提案書に綴じて提出するのですか、もしくは別で提出するのですか。各見積書を企画提案書とは別に提出する場合、封筒に入れる必要はありますか。封筒に入れる場合、封筒の記載事項や様式はありますか。	各見積書は企画提案書とは別で提出してください。その際、封筒などに入れる必要はありません。
残骨灰減容化等業務(うち有価物精練費用)見積書に各品目の重量が記載されていますが、京都市としてこの量の有価物を見込んであるということですか。また、その根拠を教えてください。	見積書に記載の各有価物の重量については、過去の抽出実績を踏まえ、減容化対象となっている残骨灰の予想重量を基に各貴金属の抽出見込量を記載しております。
残骨灰減容化等業務(うち有価物精練費用)見積書に各品目の重量が記載されていますが、これに単価を記載して総金額を記載するということですか。	そのとおりです。
様式6の本業務を行う施設・設備及び提携企業等に記載する保有する車両運搬機具については社として保有する車両運搬機具を記載すればよろしいか。様式6の本業務を行う施設・設備及び提携企業等に記載する施設に備えている設備については社として保有する設備を記載すればよろしいか。	そのとおりです。
様式6の本業務を行う施設・設備及び提携企業等の本業務に関する提携企業等にある「灰の有害物質除去等」に記載する企業名・所在地は公募型プロポーザル実施要項の3応募資格(4)にある施設のことですか。	再委託される場合、再委託先の業者の所在地等は、応募資格(4)に記載の資格要件を満たす必要はありませんが、搬送中のトラブル等を考慮すると、可能な限り受託業者様の施設設備等から近距離であることを推奨します。
残骨から有害化学物質の除去等を行う施設と、灰の有害化学物質除去等を行う施設は同一でなくてもよいということですか。残骨から有害化学物質の除去等を行う施設は「問い合わせ先及び提出先」から概ね片道3時間以内とあるが、灰の有害化学物質除去等についての提携先はその限りではないということですか。	同一でなくても差し支えありません。再委託される場合、再委託先の業者の所在地等は、応募資格(4)に記載の資格要件を満たす必要はありませんが、搬送中のトラブル等を考慮すると、可能な限り受託業者様の施設設備等から近距離であることを推奨します。
仕様書5減容化の対象とする残骨灰、にある有害化学物質の測定値はどの態様のもので測定したのですか。仕様書5減容化の対象とする残骨灰、にある有害化学物質の測定表にばいじんの記載があるが残骨灰搬出においてばいじんの排出もあるのですか。	仕様書に記載の有害物質の測定値は、中央斎場の炉内及び煙突において検出された残骨灰から測定されたものです。また、残骨灰は灰とお骨で分別していないため、その搬出においては、ばいじんの排出も想定されます。
各態様ごとに各種報告様式を作成し提出とあるが、有価物も態様ごとに精練する必要がありますか。	態様ごとに精練をお願いします。
様式3業務従事者届に雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証・源泉徴収票の写し等)を添付することありますが、どちらか一方、もしくは雇用関係が確認できる書類であればその他の書類の添付でもよいですか。また、源泉徴収票は極めて多くの個人情報記載されている内容になるため、雇用関係を確認するのであればその他の書類でも事足りると思うがいかがお考えですか。	どちらか一方で構いませんし、その他の書類でも構いません。提出いただいた書類は施錠できる保管庫等に厳重に管理します。不要になった場合は機密書類として処分します。
仕様書に記載のある作業時間の開始30分前に聖土槽の前や中央斎場へ入場して待機することは可能ですか。	可能な限り不必要な待機は御遠慮いただきたいですが、受託業者様と相談のうえ、調整させていただきます。
連日作業をする場合において、作業終了時に中央斎場等にトラックなどの車両を留め置きすることは可能ですか。	連日作業を行う場合でも、中央斎場の駐車場にトラック等を留め置きすることは禁止します。聖土槽内に、一部機材等を置いておくことは可能ですが、その場合も必ず事前にご相談ください。
機材の搬入に伴って聖土槽の前に車を駐車し、機材の搬入を行ってもよろしいか。また、駐車してもよい場合、道路使用許可を取る必要はありますか。聖土槽の前の道路において道路使用許可を取った場合、聖土槽前に車両を駐車し、その車両に残骨灰を積み込むことは可能ですか。	必要に応じて道路使用許可を得ていただき、許可の内容に従ってください。休場日は一般の御利用者等の車の通行はありませんが、中央斎場関係の様々な業者の車の通行がありますので、警備員の配置など安全対策を講じてください。大きなトラックなどに残骨灰の積み替えを行う場合は、中央斎場の駐車場を御利用ください。
聖土槽で作業をするにあたりフォークリフト等を使用する場合、聖土槽前の道路の道路使用許可を取っていれば、その場所で車両に積載したフォークリフト等を下ろすことは可能ですか。聖土槽で作業するにあたりフォークリフト等を使用する場合、中央斎場の駐車場に積載したフォークリフト等を下ろすことは可能ですか。聖土槽には車両総重量3.7トン以下であればフォークリフト等を乗り入れてもよいのですか。	可能です。
作業終了時に聖土槽上部に槽から取り出した残骨灰を入れた袋を一時的に仮置きすることは可能ですか。作業終了時に聖土槽上部に機材や車両を置いておくことは可能ですか。作業終了時に聖土槽上部にフォークリフトを置いておくことは可能ですか。作業終了時に聖土槽上部に聖土槽内から搬出した水を入れたタンクを置いておくことは可能ですか。	聖土槽敷地内に一時的に置いておくことは可能ですが、必ず事前に御相談ください(各槽の蓋の上に物等を置くことはやめてください)。
聖土槽上部に設置した目隠しや養生は都度片付ける必要はありますか。	具体的な状況を見て判断させていただきます。
聖土槽には一度に何台までの車両を乗り入れしてもよろしいですか。	物理的に可能な台数という判断だけではなく、故人の尊厳へ配慮し、本来静謐な環境を維持する必要がある空間であることを考慮した作業に努めてください。
聖土槽に入るためのスロープは車両総重量の制限はありますか。	聖土槽内は、車両総重量3.7トン以下しか乗り入りできません。

<p>聖土槽に入るためのスロープ上で残骨灰の積み替えを行ってもよろしいですか。 聖土槽内から取り出した残骨灰を聖土槽前の道路に駐車した車両に積み込むことは可能ですか。</p>	<p>積み替えは中央斎場の駐車場で行ってください。</p>
<p>聖土槽から中央斎場の駐車場までの道路はナンバー取得のフォークリフトであれば走行は可能ですか。</p>	<p>道路交通法に従ってください。ただし、走行する場合も、著しく他の車両の通行の妨げになる場合は御遠慮いただく場合があります。</p>
<p>中央斎場内はフォークリフト等の走行は可能ですか。</p>	<p>事前に相談のうえ可能としますが、著しく他の車両の通行の妨げになる場合は御遠慮いただく場合があります。</p>
<p>実施要項の評価基準「有害化学物質の除去等」について、あくまでも返還する残骨から有害化学物質を除去(残骨に付着する有害化学物質を分離等)することであり、有害化学物質自体を処理し無害化をすることではない、ということですか。</p>	<p>除去した有害化学物質は法令等に則り、適切に処分してください。</p>
<p>残骨は京都市が指定する状態で返還し、とあるがどのような状態で返還することをお考えですか。</p>	<p>現在、残骨灰を入れているガラ袋と同等のサイズの袋での返還を想定しています。袋の素材等については、受託事業者様と相談の上、決定させていただきます。</p>
<p>休場日の夜に夜間作業を行う場合、夜間作業の開始時間は何時からですか。休場日の日中の作業から引続き作業を行ってもよろしいですか。 夜間作業の翌日が休場日の場合、夜間作業は何時まで作業できますか。夜間作業から引続き日中作業を行ってもよろしいですか。</p>	<p>当日が開場日の場合、全ての御利用者様がお帰りになられていないと夜間の作業はできませんが、当日が休場日の場合は、開始時間の制限はありません。当日が休場日の場合、日中作業から続けて作業していただいて構いません。ただし、休場日の午前中につきましては、聖土槽や仮聖土槽において、他業者が業務を行なっている場合があるため、受託業者様と相談の上、決定させていただきます。</p>
<p>聖土槽を囲うフェンス以上の高さの目隠し養生となってもよろしいか。</p>	<p>安全が確保されていれば問題ありません。</p>
<p>聖土槽で作業するにあたり門扉の開閉時、細心の注意を払い周囲に住民がいないことを確認できていれば門扉の外に目隠し等をする必要は不要ですか。</p>	<p>当日の作業が主に聖土槽内だけで完結するものであり、一時的な人の出入りだけに限られるのであれば、門扉の外に目隠し等は必要ありません。</p>